大気汚染防止法施行規則の改正案の概要について

令和６年６月
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

１．改正の趣旨

中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において、水銀排出施設の種類及び規模ごとの具体的な排出基準値、測定方法等の検討を主な内容としてとりまとめた「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次報告)(案)」を踏まえ、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第１号。以下「規則」という。）の改正を行うもの。

２．第三次報告(案)を踏まえた規則改正案の概要

（１）連続測定の導入

規則第 16 条の 18 第２項の規定の適用を受ける水銀排出施設であって、以下の①及び②に当たる施設は、定期測定（規則第 16 条の 19 第１項第２号）及び再測定（規則第 16 条の 19 第１項第３号）に代えて、環境大臣が定める測定法のうち、水銀濃度を年間を通じて連続的に測定することが可能な方法（以下「連続測定」という。）により行うことができることとする。

①規則別表第３の３の３の項から６の項までに掲げる施設

②規則別表第３の３の８の項に掲げる施設のうち、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）別表第１の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第２項に掲げる一般廃棄物を処理する施設及び同法第８条第１項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）

（２）連続測定による測定結果の記録方法および保存義務

（１）で対象となる施設において連続測定を行った場合に、その測定結果（水銀濃度）を記録し、３年間保存することを義務付けることとする。

（3）排出基準の見直し

ア．銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準の見直し

規則別表第3の3（新規施設）及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年9月 26 日環境省令第 22 号）附則別表第1（既設施設）において定める銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設の排出基準について、経済性を考慮しつつ現行の排出実態に鑑み、次表のとおり、規則別表第3の3の5の項に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設、同附則別表第1の5の項に掲げる施設のうち銅の二次精錬施設に係る排出基準を見直すこととする。

大気汚染防止法の水銀排出施設		排出基準（現行）（μg/Nm^3）		排出基準（見直し）（μg/Nm^3）	
		新規施設	既設施設	新規施設	既設施設
一次施設	銅又は工業金	15	30	15	30
	鉛又は亜鉛	30	50	30	50
二次施設	銅	100	400	**50**	**300**
	鉛又は亜鉛			**50**	400
	工業金	30	50	30	50

※下線部太字が改正部分

イ．IGCC 施設についての排出基準の新設

石炭ガス化複合発電施設（IGCC 施設）を水銀排出施設へ追加することとし、規則別表第三の三に新たな項を設け対象施設を加えるとともに、同項下欄に掲げる排出基準は従来型の石炭火力発電所と同値の8マイクログラムとする。

3．施行期日

令和7年 10 月1日（予定）

【参照条文】

◎大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）

附　則

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

（排出基準）

第十八条の二十七　水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（排出基準の遵守義務）

第十八条の三十三　水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

第十八条の三十五　水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

◎大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）

別表第一（第二条関係）

（略）		
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼（ばい）炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焜焼（か）炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬の用に供す	

	る溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
（略）	（略）	（略）
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
（略）	（略）	（略）

◎大気汚染防止法施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号）

附　則

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の十一の規定の適用については、当分の間、附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

２～６　（略）

附則別表第一

五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	四〇〇マイクログラム

◎大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

（水銀等の排出基準）

第十六条の十八　法第十八条の二十七の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

2　水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。）。

一　粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

二　次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であるもの

三　次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、粒子状水銀の量が二・五マイクログラム未満であるもの

（水銀濃度の測定）

第十六条の十九　法第十八条の三十五の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一　（略）

二　前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。

三　定期測定の結果が前条第一項に規定する排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況にお

いて、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。

イ　定期測定の結果が排出基準の一・五倍を超える場合　定期測定の結果を得た日から起算して三十日

ロ　イ以外の場合　定期測定の結果を得た日から起算して六十日

四・五　（略）

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

（略）	（略）	（略）
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	一五マイクログラム
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	三〇マイクログラム
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	一〇〇マイクログラム
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	三〇マイクログラム
（略）	（略）	（略）
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を	三〇マイクログラム

	行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	
（略）	（略）	（略）